

Bグループ保険継続加入のみなさまへ

Bグループ保険

団体定期保険

意向確認書

ご自身のニーズ（ご意向）に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

・死亡保障・高度障がい保障

当パンフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。）により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

 保障内容はニーズに合致していますか。 ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

Bグループ保険とは……

以下の場合に、保険金が支払われます！**・死亡された場合**

←または→

**・所定の高度障がい状態※
になられた場合**

*余命6カ月以内と判断される場合を含みます。4ページ～5ページの「リビング・ニーズ特約」をご覧ください。

*所定の高度障がい状態については4ページ～5ページの「保険金のお支払事由」をご覧ください。

〈保険期間〉

- 保険期間は2026年7月1日～2027年6月30日までです。以降は毎年7月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。
- 特段お申し出がないかぎり、効力発生日時点の年齢75歳6カ月まで自動継続となります。
- 継続をご希望の場合は、お手続きは不要です。
- 任意脱退のお手続きは原則年1回、更新時の申込締切日までにお申し出いただいた場合にかぎりです。
- 更新日以外の減額はできません。

7ページ～10ページの「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。

お申込みにあたっては、必ずご確認ください。

なお、ご加入者（被保険者）は、当パンフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。）をお読みいただいた後も大切に保管してください。

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご確認ください。

金融庁の
公的保険ポータルはこちら



半年一括払保険料表

■対象 本人・配偶者

男性

(保険料の単位：円)

保険年齢 (注)	生年月日	死亡保険金額(高度障がい保険金額)	
		200万円	500万円
		半年一括払 保険料 (概算)	半年一括払 保険料 (概算)
45歳	S56.1.2生～S57.1.1生	1,844	4,610
46歳	S55.1.2生～S56.1.1生	1,984	4,960
47歳	S54.1.2生～S55.1.1生	2,144	5,360
48歳	S53.1.2生～S54.1.1生	2,334	5,835
49歳	S52.1.2生～S53.1.1生	2,524	6,310
50歳	S51.1.2生～S52.1.1生	2,744	6,860
51歳	S50.1.2生～S51.1.1生	2,964	7,410
52歳	S49.1.2生～S50.1.1生	3,174	7,935
53歳	S48.1.2生～S49.1.1生	3,404	8,510
54歳	S47.1.2生～S48.1.1生	3,624	9,060
55歳	S46.1.2生～S47.1.1生	3,884	9,710
56歳	S45.1.2生～S46.1.1生	4,184	10,460
57歳	S44.1.2生～S45.1.1生	4,542	11,355
58歳	S43.1.2生～S44.1.1生	4,922	12,305
59歳	S42.1.2生～S43.1.1生	5,352	13,380
60歳	S41.1.2生～S42.1.1生	5,822	14,555
61歳	S40.1.2生～S41.1.1生	6,352	15,880
62歳	S39.1.2生～S40.1.1生	6,922	17,305
63歳	S38.1.2生～S39.1.1生	7,542	18,855
64歳	S37.1.2生～S38.1.1生	8,182	20,455
65歳	S36.1.2生～S37.1.1生	8,862	22,155
66歳	S35.1.2生～S36.1.1生	9,570	23,925
67歳	S34.1.2生～S35.1.1生	10,330	25,825
68歳	S33.1.2生～S34.1.1生	11,190	27,975
69歳	S32.1.2生～S33.1.1生	12,170	30,425
70歳	S31.1.2生～S32.1.1生	13,320	33,300
71歳	S30.1.2生～S31.1.1生	14,648	36,620
72歳	S29.1.2生～S30.1.1生	16,208	40,520
73歳	S28.1.2生～S29.1.1生	18,018	45,045
74歳	S27.1.2生～S28.1.1生	20,116	50,290
75歳	S26.1.2生～S27.1.1生	22,596	56,490

女性

(保険料の単位：円)

保険年齢 (注)	生年月日	死亡保険金額(高度障がい保険金額)	
		200万円	500万円
		半年一括払 保険料 (概算)	半年一括払 保険料 (概算)
45歳	S56.1.2生～S57.1.1生	1,384	3,460
46歳	S55.1.2生～S56.1.1生	1,494	3,735
47歳	S54.1.2生～S55.1.1生	1,614	4,035
48歳	S53.1.2生～S54.1.1生	1,754	4,385
49歳	S52.1.2生～S53.1.1生	1,884	4,710
50歳	S51.1.2生～S52.1.1生	2,004	5,010
51歳	S50.1.2生～S51.1.1生	2,124	5,310
52歳	S49.1.2生～S50.1.1生	2,244	5,610
53歳	S48.1.2生～S49.1.1生	2,374	5,935
54歳	S47.1.2生～S48.1.1生	2,504	6,260
55歳	S46.1.2生～S47.1.1生	2,614	6,535
56歳	S45.1.2生～S46.1.1生	2,734	6,835
57歳	S44.1.2生～S45.1.1生	2,864	7,160
58歳	S43.1.2生～S44.1.1生	3,014	7,535
59歳	S42.1.2生～S43.1.1生	3,184	7,960
60歳	S41.1.2生～S42.1.1生	3,394	8,485
61歳	S40.1.2生～S41.1.1生	3,614	9,035
62歳	S39.1.2生～S40.1.1生	3,824	9,560
63歳	S38.1.2生～S39.1.1生	4,004	10,010
64歳	S37.1.2生～S38.1.1生	4,184	10,460
65歳	S36.1.2生～S37.1.1生	4,402	11,005
66歳	S35.1.2生～S36.1.1生	4,662	11,655
67歳	S34.1.2生～S35.1.1生	4,992	12,480
68歳	S33.1.2生～S34.1.1生	5,402	13,505
69歳	S32.1.2生～S33.1.1生	5,882	14,705
70歳	S31.1.2生～S32.1.1生	6,462	16,155
71歳	S30.1.2生～S31.1.1生	7,172	17,930
72歳	S29.1.2生～S30.1.1生	7,992	19,980
73歳	S28.1.2生～S29.1.1生	8,952	22,380
74歳	S27.1.2生～S28.1.1生	10,010	25,025
75歳	S26.1.2生～S27.1.1生	11,160	27,900

・上記は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、更新日(今回は2026年7月1日)から適用します。詳細は、出光保険サービス(株)までお問合せください。

保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。

(注) 保険年齢について

当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。

※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。(例：45歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は46歳となります。)

・保険料のお支払いは、半年ごとに(2月・8月の年2回)、所定の口座から振替えます。

口座振替日の2週間前頃に通知が届きますのでご確認ください。

Bグループ保険の特色

加入資格

以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。
以下の年齢は2026年7月1日現在の年齢です。

＜本人＞すでにBグループ保険に加入いただいている方で年齢75歳6カ月以下の方。（新規加入・増額はできません。）

＜配偶者＞すでにBグループ保険に加入いただいている上記本人の配偶者の方で年齢75歳6カ月以下の方。（新規加入・増額はできません。）

- （ご注意）
- ①継続加入中の方なら、ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。なお、在職中に500万円超の保障額に加入されていた方は、次期更新時に自動的に500万円へ減額となります。翌年度以降200万円を選択される場合は「申込書兼告知書」をご提出ください。
在職中に300万円の保障額に加入されていた方は、次期更新時に自動的に200万円へ減額となります。
在職中に200万円の保障額に加入されていた方は、次期更新時も同額で継続となります。
 - ②配偶者は、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
 - ③保険期間中に本人が死亡または脱退された場合（高度障がい保険金または、全額リビング・ニース特約の特約保険金をお支払いし、脱退となった場合を含みます。）は、配偶者の方も自動的に脱退となります。

効力発生日

効力発生日：2026年7月1日

この保険契約から脱退いただく場合

- 更新日時時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。
- 配偶者が加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日にこの保険契約から脱退となります。
 - ①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日、主契約の死亡保険金額の全部がリビング・ニース特約の特約保険金額として指定され、その特約保険金が支払われた場合は、お支払いに必要な書類が事務幹事会社へ到着した日
 - ②加入資格を失われた日
- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する月の末日です。保障終了日翌日以降の保険料を払込みいただいている場合、その保険料を返金します。（例えば、3月24日に脱退された場合、3月31日が保障終了日となります。払込みいただいた一括払保険料のうち、4月1日以降分の保険料は返金します。）
- 脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細は当パンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。

配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金を毎年9月に個人ごとにお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額（年間払込保険料ー配当金）が軽減されます。脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。
- 配当金のお受取り対象者は、2026年7月から翌年6月まで12カ月間すべての保険料を納めた方にすぎられません。

※右記配当還元率は過去の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。

※配当還元率とは、年間払込保険料に対する配当金の割合です。

- *1 保険期間：2022年7月1日～2023年6月30日
- *2 保険期間：2023年7月1日～2024年6月30日
- *3 保険期間：2024年7月1日～2025年6月30日

配当還元率	
2023年度 *1	約30.5%
2024年度 *2	約46.8%
2025年度 *3	約62.3%

受取人

- 本人の死亡保険金受取人は、本人の配偶者・子ども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。
- 配偶者の死亡保険金受取人は本人（主たる被保険者※）です。
※「主たる被保険者」とは、「退職者ご本人」のことです。
- 本人および配偶者の高度障がい保険金受取人は被保険者ご自身です。

- リビング・ニース特約の特約保険金受取人は、被保険者本人です。
 ただし、被保険者が特約保険金をご請求できない場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求人が団体を經由してご請求できます。
 <代理請求できる場合> 別紙「リビング・ニース特約「指定代理請求人指定書」記入要領」をご参照ください。
- 保険金の受取人が保険金をご請求できない次の事情があるとき、代理請求できます。
 - ・保険金のご請求の意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合
 - ・引受保険会社が認める傷病名を知らされていない場合
 - ・その他保険金をご請求できない特別な事情があると引受保険会社が認めた場合
- <指定代理請求人の範囲>
 ○以下の範囲内で1名を指定代理請求人に指定できます。
- ①被保険者と次の関係にある人
 - (ア) 戸籍上の配偶者 (イ) 直系血族 (ウ) 兄弟姉妹
 - (エ) 前(イ)(ウ)のほか、同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
 - ②上記のほか、被保険者と次の関係にある人で、当社が認めた人
 - (オ) 同居または生計を一にしている人 (カ) 財産管理を行っている人 (キ) 死亡保険金受取人
 - (ク) その他前(オ)～(キ)までに掲げる人と同等の関係にある人
- なお、保険金のご請求時においても、この範囲内であることを要します。
- <その他ご留意事項>
- 被保険者は、上記指定代理請求人の範囲内で、指定代理請求人を変更できます。
 - 被保険者は、指定代理請求人を指定されている場合、お支払事由および代理請求できる旨を指定代理請求人に伝えてください。
 - 指定代理請求人による高度障がい保険金のご請求はできません。
 - 本人(主たる被保険者)が指定代理請求人を指定された場合は、配偶者についても同時に指定されたものとし、その場合の指定代理請求人は、本人(主たる被保険者)となります。
 - 指定代理請求人として保険金をご請求できない場合があります。故意に保険金の支払事由を生じさせた方、または故意に保険金の受取人をご請求できない状態にした方は、指定代理請求人として保険金をご請求できません。
 - 保険金を指定代理請求人にお支払いした場合、その後、重複してその保険金をご請求されてもお支払いできません。

— 死亡保険金受取人の変更または指定代理請求人の指定(変更・取消)について —

死亡保険金受取人を変更または指定代理請求人を指定(変更・取消)される場合は、「死亡保険金受取人指定書」または「指定代理請求人指定書」のご提出が必要となりますので、出光保険サービス(株)までお申し出ください。
 死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者(団体)が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日、指定代理請求人指定(変更・取消)の効力発生日は、「指定代理請求人指定書」を引受保険会社が受付けた日です。

保険金の年金受取り

保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金基金として設定し、年金として受取ることを選択いただくことができます。

※リビング・ニース特約の特約保険金については対象外です。

※年金基金として設定する保険金が少額の場合、保険金を年金として受取ることを選択いただくことができません。

【年金の種類と内容】

年金の種類		年金の型	年金受取り	年金受取開始日	一括受取請求	年金受取人が死亡された場合
種類	受取期間					
確定年金	5年	定額型 ・ 増増型 (年5%の単利)	以下のいずれかを選択 ①年1回受取り ②年2回受取り (6カ月ごと) ③年4回受取り (3カ月ごと)	以下のいずれかを選択 (2月1日) (5月1日) (8月1日) (11月1日)	年金受取人の請求にかえて、一括受取りを請求できます。	残存受取期間の未払年金の現価を年金受取人の相続人にお支払いします。
	10年					
	15年					
保証期間付 終身年金	終身 (保証期間) (15年)	同上	同上	同上	同上 (ただし、一括受取りの請求期間は保証期間までとなります。)	保証期間中に死亡された場合、残存保証期間に対応する未払年金現価を年金受取人の相続人にお支払いします。

【年金受取開始日後の配当金のお受取方法について】

- ・年金受取開始日後の配当金のお受取方法は以下のいずれかの方法の中から選択いただけます。
- 年金とともに受取る方法 ○年金の買増にあてる方法 ○利息をつけて積立てる方法

【年金基金設定日から年金受取開始日の前日まで(据置期間)の配当金のお支払方法について】

- ・所定の利率(*)による利息をつけて積立て、年金受取開始日が到来したときに年金基金に繰入れ、年金額を増額します。
- (*)利率は引受保険会社各社で異なり、また、金融情勢等により変動することがあります。

(ご注意)

- 年金受取人は、死亡保険金(高度障がい保険金)の受取人です。
- 第1回年金年額が30万円未満となる場合は、年金でのお受取りはできません。(一時金でのお受取りとなります。)
- 年金受取方法を年2回受取り、または年4回受取りとする場合、年金年額40万円以上での設定が必要となります。
- 保証期間付終身年金は、第1回年金受取り時の年金受取人の方が年齢39歳6カ月超の場合のみ選択可能です。

税務上のお取扱い

■保険料

- 主契約の実質保険料（保険料－配当金）は、一般生命保険料控除の対象です。
- ※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除の詳細は、ニッセイのホームページをご参照ください。
(<https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/>)
- ※一般生命保険料控除の対象となる実質保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。
- ※当Bグループ保険以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当Bグループ保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。

■保険金

・死亡保険金

<本人> 相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金（法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額）に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

<配偶者> 本人（主たる被保険者）が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。

・高度障がい保険金・・・被保険者が受取人の場合、非課税です。

・リビング・ニーズ特約の特約保険金・・・被保険者が受取人の場合、非課税です。

※特約保険金をお受取り後、受取人（被保険者）が死亡した場合、受取った保険金に残余があれば、その部分は相続財産として相続税の課税対象となります。

■年金

・年金・・・（公的年金等以外の）雑所得として所得税および住民税の課税対象です。

課税対象額＝（年金年額＋年金開始後配当金）－必要経費※

※必要経費＝年金年額（除配当金）× $\frac{\text{年金基金充当金}}{\text{年金お支払見込総額}}$

※お支払金額により、マイナンバー（個人番号）の提出が必要となる場合がありますが、マイナンバー（個人番号）の提出先は日本生命保険相互会社になります。

税務の取扱い等について、2025年8月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

保険金のお支払事由

主契約	死亡保険金	引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。
	高度障がい保険金	引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日（増額日）（*1）以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表（*2）に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。 なお、上記によって高度障がい保険金がお支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものととして取扱います。 したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。
リビング・ニーズ特約	リビング・ニーズ特約の特約保険金	<ul style="list-style-type: none"> 保険期間中に被保険者の余命が6カ月以内（*3）と判断される場合に、主契約の死亡保険金額のうち、被保険者の指定した金額（100万円単位）をリビング・ニーズ特約の特約保険金としてお支払いします。ただし、特約保険金のお支払いは、被保険者が主たる被保険者の場合は、500万円を、配偶者の場合は300万円を限度とし、1被保険者について1回かぎりです。 主契約の死亡保険金額の全部がリビング・ニーズ特約の特約保険金額として指定され、その特約保険金がお支払われた場合は、主契約のその被保険者に対する部分は、お支払いに必要な書類が事務幹事会社に到着した日に消滅したものととして取扱います。なお、特約保険金として一部をお支払いした場合、死亡保険金額はお支払いした金額分だけ減額されます。 その被保険者について、死亡保険金または高度障がい保険金がお支払されている場合は、リビング・ニーズ特約の特約保険金をお支払いしません。 被保険者が保険金を請求できない特別な事情があるときには、あらかじめ指定された「指定代理請求人」が被保険者の代理人として、保険金をご請求できます。

（*1）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいいます。

（*2）対象となる「高度障がい状態」とは

- 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
- 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
- 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

保険金のお支払事由（続き）

高度障がい状態に関する補正説明

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障がい（視力障がい）

(1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障がい

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

① 語音構成機能障がいで、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合

② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合

③ 声帯全部のてき出により発音が不能の場合

(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 上・下肢の障がい

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

(※3) 余命6カ月以内とは、ご請求時において、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命が6カ月以内であることを意味します。余命6カ月以内の判断は、医師に記入いただいた診断書や請求書類に基づいて引受保険会社が行います。

保険金をお支払いしない場合等（詳細）

【主契約】

○引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。

- ・ 被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入（増額）日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には保険金をお支払いします。
- ・ 保険契約者・被保険者の故意。
- ・ 保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。
- ・ 戦争その他の変乱。(※1)

(※1) ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

【高度障がい保険金】

○高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入（増額）時以後に生じた場合にかぎります。

（原因となる傷病がご加入（増額）時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。）

したがって、原因となる傷病がご加入（増額）時前に生じていた場合には、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。

【すべての保険金】

次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。

○告知義務違反による解除の場合

ご加入（増額）のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入（増額）部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。

○詐欺による取消の場合

保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

○不法取得目的による無効の場合

保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

○保険契約が失効した場合

保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。

○重大事由による解除の場合

次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。(以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうち一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときにかぎり、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。)

- ①保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金受取人が、保険金(死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき。
- ②この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき。
- ③保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき。
 - (ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ)反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
 - (オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

【リビング・ニーズ特約】

リビング・ニーズ特約は、主契約の被保険者(本人・配偶者)の死亡保険金についてのみ、所定の条件のもと、全部または一部をお支払いする特約です。

○引受保険会社は、リビング・ニーズ特約の特約保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、リビング・ニーズ特約の特約保険金をお支払いしません。

- ・保険契約者、被保険者、指定代理請求人の故意。
- ・戦争その他の変乱。(※2)

(※2)ただし、戦争その他の変乱によって余命が6カ月以内と判断される被保険者の数の増加が、リビング・ニーズ特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、リビング・ニーズ特約の特約保険金の全額をお支払いし、またはその金額を削減してお支払いします。

～また、以下のような場合にリビング・ニーズ特約の特約保険金をお支払いしません～

- ・リビング・ニーズ特約の特約保険金の支払前にその被保険者が死亡しているとき。
- ・リビング・ニーズ特約の特約保険金の支払前にその被保険者について死亡保険金または高度障がい保険金の請求を受け、死亡保険金または高度障がい保険金が支払われるとき。
- ・死亡保険金または高度障がい保険金が支払われた場合で、その支払後にその被保険者についてリビング・ニーズ特約の特約保険金の請求を受けたとき。
- ・その被保険者について、死亡保険金額の一部がすでにリビング・ニーズ特約の特約保険金として支払われたとき。

制度運営および引受保険会社

当制度は出光興産株式会社が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結したことも特約付年金払特約付リビング・ニーズ特約付(指定代理請求人による特約保険金の請求に関する特則付)団体定期保険契約に基づいて運営します。(契約者は「出光興産株式会社」ですので、ご加入者には「保険証券」は発行されません。現在のご加入内容は「申込書兼告知書」にてご確認ください。)

この団体定期保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各ご加入者(被保険者)の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合(2025年9月10日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

<引受保険会社>

日本生命保険相互会社(40.95%)〔事務幹事会社〕	住友生命保険相互会社(35.95%)
第一生命保険株式会社(11.33%)	東京海上日動あんしん生命保険株式会社(7.60%)
明治安田生命保険相互会社(3.55%)	三井住友海上あいおい生命保険株式会社(0.62%)

保障額と保険料

- 保険料は、毎年の更新時に、ご加入者(被保険者)の加入状況等に基づき、契約(団体)ごとに算出し、変更します。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

保険期間

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

加入資格

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

受取人

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。
※ご加入や脱退の時期等により配当金をお受取りになれない場合があります。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結した団体定期保険契約に基づいて運営します。
- この団体定期保険契約が共同取扱契約の場合(この団体定期保険契約を複数の引受保険会社でお引受けしている場合は、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細につきましては、「注意喚起情報」をご覧ください。

契約者 出光興産株式会社
事務幹事会社 日本生命保険相互会社
日本2022 団基-78-1(2023.11.27)
日本一団-2025-707-11987-M(R7.12.12)
団B簡-災(傷or増or交)A型B年JPJ

特に注意いただきたい事項について【注意喚起情報】

団体定期保険

この「注意喚起情報」は、ご加入(*)のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」等必ずご参照ください。

(*)保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。

クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入(*)のお申込みににはクーリング・オフの適用はありません。

告知に関する重要事項

告知の義務

- 健康状態等について、被保険者となられる方で本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。(これを告知義務といいます。) 傷病歴等があった場合でも、全てのご加入(*)のお申込みをお断りするものではありません。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず専用webサイトまたは指定された書面(「申込書兼告知書」等)にて告知してください。

正しく告知いただけない場合の取扱い

- 告知義務に違反された場合は、ご加入(*)を解除させていただきます。保険金をお支払いできないことがあります。

告知内容等の確認

- 後日、保険金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただきますことがあります。

責任開始期

- 引受保険会社にご加入(*)を承諾した場合、所定の加入日(*)から保険契約上の責任を負います。ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約の効力は発生しません。(更新できません。) ※所定の加入日(*)については、「申込書兼告知書」、またはパンフレット等に記載された「効力発生日」です。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)には、ご加入(*)を承諾する権限がありません。

保険金をお支払いしない主な場合

- 次のような場合、保険金をお支払いしないことがあります。

【主契約】

- 次のいずれかにより保険金のお支払事由に該当した場合
 - ・加入日(*)からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺によるとき
 - ・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意によるとき
 - ・戦争その他の変乱によるとき

【高度障がい保険金】

- 原因となる傷病が加入日(*)前に生じている場合

【リビング・ニーズ特約】

- 次のいずれかにより保険金のお支払事由に該当した場合
 - ・保険契約者、被保険者、指定代理請求人の故意によるとき
 - ・戦争その他の変乱によるとき

【すべての保険金】

- 告知義務違反による解除の場合
- 詐欺による取消の場合
- 不法取得目的による無効の場合
- 保険契約が失効した場合
- 重大事由による解除の場合

※詳細は、パンフレット等に記載しておりますのでご確認ください。

この保険契約から脱退いただく場合

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。
- 詳細は、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。

制度内容の変更

- 団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

(お問合せ先)

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

保険金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。なお、保険金のご請求は、団体経由で行っていただく必要があります。ご請求に応じて、保険金をお支払いする必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
- 保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。

ニッセイホームページ

<https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>

指定代理請求制度に関する留意事項

- リビング・ニーズ特約の特約保険金について、受取人がご請求できない特別な事情がある場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求人が団体を經由してご請求することができます。詳しくは「契約概要」の「受取人」項目に記載しておりますのでご確認ください。
- 指定代理請求人を指定されている場合は、指定代理請求人に対し、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

<個人情報の取扱いに関する出光興産株式会社と引受保険会社からのお知らせ>

●この保険契約は、出光興産株式会社（以下、「団体」といいます。）を保険契約者とし、団体および団体の子会社（以下、「子会社」といいます。）の所属員を加入対象者とする企業保険です。

そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体および子会社（出光保険サービス株式会社を含みます。以下同じ。）は加入対象者の個人情報（氏名・性別・生年月日・健康状態等）を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社（共同引受会社を含みます。以下同じ。）へ提出します。

団体および子会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報（個人番号を除く）を、この保険契約の事務手続きのために使用します。

●引受保険会社は受領した個人情報（個人番号を除く）を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体、子会社および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。

●また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体、子会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

(注) 保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

～死亡保険金受取人および指定代理請求人の個人情報の取扱いについて～

指定された死亡保険金受取人および指定代理請求人（以下、「受取人および代理人」といいます。）の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人および代理人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

ご相談窓口等

・ご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。
(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく以下の日本生命窓口までご連絡ください。)

<団体お問合せ先> 出光保険サービス株式会社

TEL：0120-132-371

【受付時間 月曜日～金曜日 9：30～16：00（祝日を除く。）】

<日本生命お問合せ先> 日本生命保険相互会社 法人サービスセンター

TEL：0120-563-925（通話料無料）

※お問合せの際には、記号証券番号（930-15201）をお知らせください。

【受付時間 月曜日～金曜日 9：00～17：00（祝日・12/31～1/3を除く。）】

<「障がい」の表記>

当パンフレットでは、「障害」を「障がい」と表記しています。

なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

お問合せ先 「申込書兼告知書」ご提出先

【募集代理店】 **出光保険サービス株式会社**

〒108-6211
東京都港区港南2-15-3 品川インターシティC棟11階

お問合せ 0120-132-371 平日9:30～16:00

<https://www.idemitsu.com/jp/hoken/index.html>

出光保険サービス 🔍

公式ホームページへの
アクセスはこちら

